

社会福祉法人川崎町社会福祉協議会費用弁償等規程

平成 29 年 1 月 31 日

平成 29 年 11 月 2 日

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う業務のために出務した場合の費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第 2 条 費用弁償等は、次に掲げる者について支給する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事（常務理事を除く。）
- (4) 監事
- (5) 評議員
- (6) 評議員選任・解任委員
- (7) 心配ごと相談員
- (8) 理事会、委員会、評議員会等の参考人
- (9) その他本会が出務を要請した者

(費用弁償等の支給)

第 3 条 本会の業務に関して出務した場合は、別表に定める費用弁償等を支給する。ただし、川崎町の一般職の職員の身分を有する者及び本会の職員の身分を有する者には、支給しない。

2 費用弁償等は、口座振込及び現金で支給する。

(旅費等)

第 4 条 第 2 条各号に掲げる者及び常務理事が業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、本会職員の例による。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号及び別表中評議員選任・解任委員に係るものについては、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

付記

区 分	費用弁償等の額	報酬の額
会長、副会長、理事（常務理事を除く。）	日額 500 円 （町内）	別に定める
監事	日額 500 円 （町内）	別に定める
評議員	日額 500 円 （町内）	別に定める
評議員選任・解任委員	日額 500 円 （町内）	日額 5,000 円
心配ごと相談員	謝金 3,500 円	
理事会等の参考人	日当 2,500 円	
その他本会が出務を要請した者	日当 2,500 円	

川崎町区域外に住所等を有する会長、副会長、理事（常務理事を除く）、監事、評議員、評議員選任・解任委員の費用弁償については、上記に車賃 37 円を加える。（1キロメートルにつき）